

行政処分状況について（処理業者以外）

（※）ここでいう「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）、「施行令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号）のことです。

令和7年2月7日現在

NO	被処分者の氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名）	被処分者の住所（法人にあっては事務所の所在地）	許可の区分	許可番号	許可の年月日	処分の年月日	処分の内容	停止期間又は履行期限	処分の理由
1	株式会社プロジェクト 代表取締役 小池洋一	南アルプス市飯野新田 537番地1	-	-	-	令和7年2月3日	<p>【改善命令（法第19条の3）】 南アルプス市飯野新田536番地の事業場において保管している廃棄物のうち、県が産業廃棄物と特定した57m³を、施行令第6条第1項第1号ホに規定する数量^{（注）}以下にすること。</p> <p>（注）1日あたりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量</p>	履行期限 令和7年5月7日	法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に違反しているため。

（注1）公表は「山梨県における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく不利益処分の公表要領」に基づき行う。

（注2）令和6年8月1日以降に行った処分が本公表の対象